

東京都シルバーパス条例改正案について

2020年12月

日本共産党東京都議会議員団

1、条例改正案の内容

- シルバーパスの発行に必要な費用負担額は、住民税非課税または所得 125 万円以下の方は 1,000 円、それ以外の方は 2 万 510 円となっています。この費用負担額を「所得に応じた」額とするよう条例に定めることによって、負担を軽減します。具体的には、住民税課税で所得 125 万円超 200 万円以下の方を対象に 3,000 円パスを発行することを考えています。
- 新たに多摩都市モノレール、ゆりかもめでも利用できるようにします。
- 現在の制度では民営バスに乗る場合は乗車、降車の両方が都内の停留所である必要がありますが、これを乗車、降車の一方が都内の停留所であれば利用できるように改めます。
- 施行日は 2021 年 10 月 1 日です。

2、提案理由

- シルバーパスの負担額は、住民税課税で所得が 125 万円を超えると、1,000 円から一気に 2 万 510 円に上がるため、負担軽減を求める声が大きく広がっています。市長会も、中間所得層に向けた新たな利用料軽減枠を設けることを東京都に要望しています。東京都が都民を対象に行ったアンケート調査でも、2 万 510 円の利用者負担金に対する考えは「『高い』と思う」が最も多くなっていました。そのため、負担軽減を行う必要があります。
- 多摩都市モノレール、ゆりかもめは東京都の第三セクターによる公共交通機関ですが、シルバーパスは利用できません。沿線の住民からは適用を求める声根強くあり、条例を改正して利用できるようにする必要があります。
- 東京都と他の県の境の近くに住む都民は生活圏が都外に及ぶことが少なくなく、都外でシルバーパスが使えないため、様々な不便が生じています。そのため、少なくとも乗車又は降車の一方が都内であれば利用できるようにする必要があります。

以上